

令和6年度第1回鴨川市消防委員会 会議録

日時：令和6年10月2日(木)

午後10時00分～10時50分

場所：市役所4階400会議室

[出席委員]

(敬称略)

氏 名	備 考
東 島 康 二	委員長
田 代 朗	副委員長
入 野 芳 一	
栗 原 孝 明	
佐 藤 則 泰	議事録署名人
根 本 弘	

[市行政関係者]

所属・職	氏 名
鴨川市長	長谷川 孝夫
鴨川市企画総務部 部長	野村 敏弘
鴨川市企画総務部危機管理課 課長補佐	川名 啓史
危機管理課 消防生活安全係 係長	嶋 津 直 人
危機管理課 消防生活安全係 主事	吉 田 尚 也

[傍聴者] 2名

[会議資料]

○事前配布

次第

資料1：鴨川市消防団員の報酬額（年額報酬）の改定について

資料2：消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）

資料3：鴨川市消防団員の年額報酬額の改定に伴う試算額及び近隣市町の状況

資料4：県内市町村の消防団員に係る年額報酬額の状況（階級別）

資料5：鴨川市消防団の現状について

○当日配布

出席者名簿

席次表

1 開会（午前 10 時 00 分）

（進行：危機管理課消防生活安全係長）

会議は公開とする旨を説明。

配布資料の確認後、6 名の出席につき鴨川市附属機関設置条例第 5 条第 2 項の規定により、本会議が成立する旨を説明。

2 消防委員会委員及び事務局の紹介

今年度初の会議であるため、消防委員会委員、市執行部及び事務局の紹介を行った。

又、欠席した委員及び事務局員の報告を行った。

3 委員長あいさつ

皆さん、おはようございます。委員長の東島でございます。

本日は令和 6 年度第 1 回消防委員会の開催にあたりまして、公私共に大変お忙しい中、消防委員の皆様、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

消防団を取り巻く社会環境は厳しい状況となっており、年々消防団員の担い手の減少、団員の高齢化、団員の確保にも苦慮している現実がございます。

これから考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日、市長から「消防団員の報酬額（年額報酬）の改定」について、諮問がなされるということでございます。

また、消防団の現状について、報告があるということでございますので、委員の皆様から御提言をいただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

4 市長あいさつ

改めまして、こんにちは。市長の長谷川でございます。

はじめに、9 月 21 日に発生いたしました、石川県の豪雨災害において、被災された方々に対しまして心からお見舞い申し上げる次第でございます。

また、本年、元日に発生した能登半島地震で 甚大な被害を受けた石川県輪島市や珠洲市では、このたびの記録的な豪雨によりまして、複数の死者・行方不明者をはじめ、土砂災害や浸水・断水など更なる被害に見舞われところでございます。

亡くなられた方並びにご遺族に対し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

さて、本日は、令和 6 年度第 1 回鴨川市消防委員会を開催させていただきましたところ、ご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日は、先程、東島委員長さんからお話がありましたように「鴨川市消防団員の年額報酬の改定」について、諮問させていただきます。

ご承知のとおり、近年、全国各地で地震や風水害等々の大規模災害が発生しており、本市においても、令和元年房総半島台風や東日本台風、そして昨年9月の台風第13号による観測史上最大雨量となる、366ミリの集中豪雨が発生しまして、市民の日常生活や経済活動に、甚大な被害をもたらしたところでございます。

その際、本市消防団員の皆様には、それぞれの地域の巡視、被害状況の確認、住民への食糧や水の提供など、多大なる貢献をいただいたところでありまして、さらに、火災の予防、災害による被害の軽減等、市民の暮らしと命、財産を守るため、昼夜を問わず、献身的な活動を行っていただいております。

そして、私は何よりも、これは私の私見になるわけですが、消防団の活動をいただいている皆様方に対しては、地域の中心的な活動の役割を担っていただいております。まさに地域のリーダーであると言っても過言では無いと思っております。将来の地域の我が町の人材、我が町を担っていただける大きな人材であると、このように思っているところでございます。

そうした中、今般、地域防災の要として活動してくださっている消防団の皆様の処遇の改善、報酬の額のあり方等について、消防庁長官から通知があり、それを踏まえまして、消防団員の年額報酬の改正案を取りまとめたところでございます。

また、本日の会議では、本市の消防団の現状につきまして、ご説明させていただきます。

人口減少や、少子高齢化の進行などにより、消防団を取り巻く環境は、年々厳しさを増しております。

より良い消防団組織にしていくために、委員の皆様方からの忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては、この後、事務局から説明させます。

慎重なるご審議をお願い申し上げ、挨拶といたします。

5 議事録署名人の指名

鴨川市附属機関設置条例第5条第1項の規定により、東島康二委員長が議長となる。

また、出席委員全員の賛同により、本日の議事録の署名人を議長が指名し、佐藤則泰委員が議事録署名人となる。

6 諮問

市長から「鴨川市消防団員の報酬額（年額報酬）の改定」について諮問

7 議事（議件1）

（議長）

ただ今、市長から「鴨川市消防団員の報酬額（年額報酬）の改定」について、諮問がございました。

皆様方の英知を結集させていただき、実りある答申ができるよう、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

諮問のあった議件 1 について、事務局に説明を求めます。

(危機管理課課長補佐)

それでは、「鴨川市消防団員の報酬額（年額報酬）の改定」につきまして、説明させていただきます。

「資料 1」をご覧ください。こちらの資料の内容に沿って、説明させていただきます。

まず、改正の趣旨ですが、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）」及び「消防団員の報酬等の基準の策定等」について（令和 3 年 4 月 13 日付け消防長官通知）」等を踏まえ、鴨川市消防団員の班長及び団員の年額報酬額の改定を行いたいものです。

続いて、「2 令和 3 年 4 月 13 日付け消防庁長官通知の概要」です。

こちらにつきましては、消防団を取り巻く状況に対し消防庁がこれまで以上の強い危機感から、令和 2 年 12 月から翌年 3 月まで「消防団の処遇等に関する検討会」を開催し、その中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の徹底、消防団の運営費の適切な計上など消防団員の処遇改善に向け今後必要な措置として取組むべき事項や留意事項を取りまとめたものであり、その通知文書は資料 2 として、お配りさせていただいております。

続きまして、「3 年額報酬の試算等」について、説明させていただきます。

まず、今回の報酬額の改定に当たっての根拠でございます。

資料 2 をご覧ください。こちらの資料の 2 枚目、別紙 1 「非常勤消防団員の報酬の基準」の第 2、赤いアンダーラインを記した部分となります。

『年額報酬の額は、「消防団の階級の基準」に定める「団員」階級の者については、年額 36,500 円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額となるよう定める』とされておりますことから、団員階級の者の年額報酬の額を 36,500 円としたものでございます。

班長階級の者の年額報酬の額につきましては、只今、申し上げましたとおり、「団員」より上位の階級にある者等については、『市町村において、業務の負荷や職責等を勘案し、標準額となるよう定める』とされていること、資料 4 として、配付させていただきましたが、県内市町村の消防団員に係る年額報酬の支給額を踏まえまして、37,000 円としたものでございます。

続いて、今回の年額報酬額の改定に伴う試算額及び近隣市町の状況について、ご説明させていただきます。

資料 3 をご覧ください。1 には、改正案を記載しております。先ほど申し上げましたとおり、今回は、班長及び団員階級の年額報酬に係る引上げについて検討し、その報酬額につきましては、班長は 32,500 円から 37,000 円に、団員階級については、26,500 円から 36,500 円に引き上げたいものでございます。

現行の年額報酬額と比較いたしますと、班長は現行の年額報酬額から 4,500 円の増、団員については、10,000 円の増となります。

2 には、現行の班長及び団員階級における年額報酬の支出額と、班長及び団員階級の引上げを行った場合の支出額を記載しております。

令和 6 年 4 月 1 日現在の班長の人数は 88 人、団員は 400 人となっており、それぞれの階級の報酬を引き上げた場合の支給額は、班長については 396,000 円の増、団員については、4,000,000 円の増となり、合計 4,396,000 円となります。

市の財政的な負担については、団員については、全額が、班長については半分が交付税措置されるため、198,000 円の増となります。

3 には、近隣の市町の状況を記載しております。まず、班長ですが、館山市が 40,000 円、南房総市が 49,600 円、鋸南町は 57,000 円となっています。

君津市については、班長を置かず、部長が 37,000 円となっております。

また、富津市については班長が 37,000 円、勝浦市は 36,000 円という状況になっております。

団員階級については、館山市、南房総市、君津市及び富津市が 36,500 円、鋸南町は 44,000 円、勝浦市は 28,000 円となっています。

配布させていただきました資料 4 につきましては、県内市町村の消防団員に係る年額報酬額の状況を階級別に記載したものとなっております。

県内の状況を見ても、資料 4 の 2 ページにございますとおり、班長の年額報酬の金額については、37,000 円としている団体が多く、団員については、36,500 円としている団体が最も多くなっています。

お手数ですが、資料 1 にお戻りください。「4 関係条例の改正」について、ご説明させていただきます。

今回の消防団員の年額報酬の改定に伴い、「鴨川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 37 号）の改正が必要となります。

改正の内容については、先ほど来から申し上げておりますとおり、団長から部長までは現行の報酬額で、班長を現行 32,500 円から 37,000 円に、団員を現行 26,500 円から 36,500 円に改正したいものであり、施行期日は令和 7 年 4 月 1 日としたいものでございます。

今後の予定でございますが、本日、答申を受けた後、来る 12 月議会に議案として提出させていただきますと考えております。

なお、今回の報酬の改定につきましては、班長及び団員の年額報酬額の改定に限ったものとさせていただき、出動報酬の導入につきましては、消防団の組織の見直しや消防団の定数の見直しと併せ、検討させていただきたいと存じます。

本市の消防団においても、操法大会の中止や出初式への参加団員数を減らすなどの改善を行い、団員の負担軽減を図りながら、かかる経費の削減に取り組んできたところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上が、鴨川市消防団員の報酬額（年額報酬）の改定に関する説明となります。

(議長)

委員からの質疑意見等の有無を諮るに、根本委員から意見あり。

(根本委員)

この改正額の案内の中で、班長 37,000 円、団員 36,500 円に改正するという事で、上がる分にはよろしいのですが、その前に別紙 1 の第 2 で業務の負担、職責をしてという内容の説明があったんですけれども、改正する前は、班長と団員の差が 6,000 円あった。それだけ班長の職責が重いものだという事で、これだけの差額があったと思うんです。

それで今回の改正で他のところが 37,000 円、36,500 円が多いからという内容になると、この職責というところに何か引かかるなというのがあるんですけれども、この職務の負担が 500 円というのがどうなのかなというのがあります。

(危機管理課課長補佐)

けして、班長の責務や負担が軽減されているということではないのですが、交付税単価が 37,000 円ということで、それ以上の額を設定しづらい状況と、あと部長が 45,000 円ということになりますので、そのバランスも考えて設定させていただきました。

(議長)

原案のとおりとすることについて、出席委員に確認

(委員)

承認

(答申案作成のため暫時休憩)

8 答申

東島委員長が署名し、答申書を長谷川市長に交付

(長谷川市長)

委員の皆様方におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、ありがとうございました。

ただいま、いただきました答申を真摯に受け止め、条例改正案を第 4 回市議会定例会に、議案として提出させていただきたいと考えております。

今後も、消防・防災行政に関しまして、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、お礼の挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

9 議事（議件 2）

(議長)

議件 2 について、事務局から説明を求めます。

(危機管理課課長補佐)

鴨川市消防団の現状について、説明をさせていただきます。

まず、全国の消防団員の状況についてですが、資料 1 ページに記載しておりますとおり、全国の消防団員数は依然として、減少傾向にあり、総務省消防庁が公表した、「令和 6 年度

の消防団の組織概要等に関する調査結果」では、令和6年4月1日時点における消防団員の数は74万6,681人で、令和5年度と比較すると、15,989人減少しております。

資料1ページの下段の表には、女性消防団員数の推移を、また、2ページの上段には、学生消防団員数の推移を、下段には機能別消防団員数の推移を記載しておりますが、災害での消火活動や後方支援活動、避難所の運営支援等をはじめ、火災予防の普及啓発などを行う女性消防団員数、また、学生消防団員数、入団時に決めた特定の活動、役割を担う機能別消防団員の数は、お示したとおり、増加傾向にあります。

資料3ページをご覧ください。こちらには、本市消防団の状況として、平成17年度から令和6年度までの消防団員数の推移について、示したものであります。

表の上から団員定数、団員数、欠員数、充足率を記載しておりますけれども、平成17年度には750人の団員がおりましたが、本市の消防団員数も減少傾向にあり、令和6年4月1日現在における消防団員数は581人となっており、現在、市が条例で定める消防団員の定数、661人に対して、80人の欠員となっています。

資料4ページ上段に、平成17年度から令和6年度までの団員定数、団員数、欠員数、充足率をグラフ化したものを記載させていただいております。

続いて、(2)の消防団の平均年齢についてでございます。令和6年4月1日現在における本市消防団の平均年齢は、40.6歳となっています。

年齢構成をみますと、20歳未満が0.2%、20歳代が8.4%、30歳代が35.1%、40歳以上の団員が56.3%となっており、半数以上を占めております。

資料5ページをご覧ください。こちらには、各分団等の定数、実員数及び平均年齢を記載しておりますが、平均年齢が40歳を超える分団が、複数存在しております。

6ページから7ページにかけまして、消防団の管轄区域、支団エリア図、消防団の配置図等を記載しております。

8ページをご覧ください。こちらは消防詰所、車両格納庫について、記載をしておりますが、建築年度が不明なものもございますが、築30年以上を経過している施設、まもなく築30年を迎える施設が多く存在しております。

10ページをご覧ください。本ページには、消防車両の状況を記載しており、現在、本市においては、消防車両を25年で更新することとしております。

資料12ページをご覧ください。こちらには、本市の人口状況について、記載しております。

本市の人口は、一貫して減少しており、令和5年3月31日現在の住基人口は、31,064人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によりますと、本市の人口は、令和7年には29,748人と3万人を割り込み、令和27年には23,663人になると推計されています。

人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方、資源に限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、各市町村の資源を有効に活用する必要があります。

消防行政も例外ではなく、住民の生命・身体・財産を守るという根源的な行政サービス

である以上、人的、財政的な制約が厳しくなるなかでも、必要な消防力の維持、確保は不可欠であり、人員、車両、資機材等限られた消防の資源を最大限に有効活用する取組が必要となります。

資料 13 ページをご覧ください。本ページから 15 ページにかけまして、令和 4 年度に実施いたしました、消防団を取り巻く環境の把握を目的とした、各分団及び女性消防隊へのヒアリング結果の概要を記載しております。

ヒアリングの実施方法につきましては、お手元の資料に記載させていただいておりますとおり、各車両、女性消防隊に所属する団員から 3 名以内で選出していただき、危機管理課職員との対面により実施しております。

ヒアリング内容につきましては、消防団の現状と課題、組織体制の現状と課題ということで、所属している分団の団員数は適当であるか、現状の体制で消防団業務の対応ができるか、日中における消防団員の活動の現状、消防団の枠組みの見直しの必要性について、その他、消防団活動の行事、消防団員の確保、勧誘方法、機能別消防団員制度の必要性等について、ヒアリングを行っております。

ヒアリング項目 1 の消防団の現状と課題でございますが、地域に貢献できることが消防団員としてのやりがいであると言った、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づいた発言がございました。

また、団員数の減少、活動へ参加する団員の偏り、若手団員との距離感、一部の地域住民の理解が得られないなど、現状の消防団の課題について、発言がありました。

2 つ目の「組織体制の現状と課題」については、日中の火災出動が厳しくなっていること、団員の高齢化及び長期化、免許制度の改正により消防自動車を運転できない団員がいること、現状の消防団組織に支障をきたしており、早期に統合を望むなど、組織体制の現状に対する発言がございました。

14 ページをご覧ください。3 つ目の「消防団行事等について」でございますが、こちらについては主に出初式、操法訓練、夜警について、発言がございました。

出初式については、式典への参加団員数、6 日は仕事始めと重なることから、出初式の開催日程の検討に関して意見がございました。

操法大会につきましては、勤務の調整が難しく、負担を強いられること、団員の年齢が高齢化し、要員の選出が難しいとの意見がございました。

操法訓練に関しては、全国的に見直しが進んでおり、本市もヒアリング結果などを踏まえ、ご案内のとおり、令和 6 年度から市消防操法大会は廃止としております。

夜警については、夜警従事者の人数、夜警期間の短縮について、発言がございました。

4 つ目の「消防団員の確保、勧誘方法」については、消防団に在籍していた O B である父から断れるケースがあること、新たな団員の加入促進につながる活動しやすい環境づくりの必要性について、発言がありました。

5 つ目の機能別消防団員制度の必要性については、同制度を必要とする意見がございましたが、一方で、火災現場での指揮命令系統が懸念されることや、若手団員への負担が懸念されるといった、発言がございました。

ヒアリングについては、これらの発言のほか、15 ページの記載させていただいておりますが、職場や家族の理解、団員報酬等に関して、発言がございました。

6 の「今後の検討課題」でございますが、先に説明させていただきましたが、本市消防団においても消防団員は減少し、団員の年齢が高齢化するとともに、在籍期間が長期化しております。

また、日中の火災が課題となっており、地域の実情を踏まえた、消防団組織の見直しが必要となります。

昨年度、千葉県におきまして「千葉県消防団活性化検討会」が設置され、消防団の活性化に向け、「団員の負担軽減」や「消防操法大会のあり方」の2つの柱を中心に、アンケート調査を行い、団員の生の声を聴きながら、消防団の抱える様々な課題を共有し、これに対しどのように考え、どう取り組んでいくことが効果的なのか、消防団の活性化について検討されております。

鴨川市消防団の現状について、説明は以上となりますが、消防団員が減少する中、これまでと同じ活動では、団員一人一人の負担は増える一方となります。

災害を未然に防ぐ予防活動や住民指導、災害に備えた訓練など平時の活動も大切ですが、その活動に疲弊し、非常時に力を発揮できない恐れも懸念されることから、消防団活動の内容など取り組むべき事項を消防団内で今一度、整理していく必要がございます。

本日、出席の委員の皆様には、消防団組織の見直しなどに関し、ご提言いただきたいとします。

(議長)

委員からの質疑意見等の有無を諮るに、根本委員より意見あり。

(根本委員)

今現在の消防団の訓練状況というのは、分団に全て一任されているのでしょうか。

(危機管理課課長補佐)

訓練につきましては、分団の上に支団がありますので、支団で訓練をするというものもあります。

(根本委員)

それは年間どれくらいの頻度で行われていますか。

(危機管理課消防生活安全係長)

補足させていただきます。ただいま、根本委員からご質問がございましたけれども、まず消防団の訓練についてでございますけれども、消防団として、年度初めに、年度の団全体の事業計画を立てまして、消防団を全体として取り組んでいく訓練ということで、普通救命講習ですとか、今、市の操法大会が廃止されましたけれども、例えば、安房支部操法大会に出場するというのであれば、支団で操法大会への出場に向けた訓練ということで、訓練を実施しているところでございますけれども、それとは別に、各支団で、中継訓練等を実施しております。

これに関しては、各支団で日程を調整させていただいて、実施時期等が決まりましたら、事務局に報告していただいて、大体年1回から2回程度の割合で中継訓練を実施していた

だいております。

(根本委員)

はい。その中でちょっと気がついたんですけれども、今回の能登半島の豪雨の関係で、消防団員の方の公務災害とか、そういう関係は一切報道されていない。あったのかは分かりませんが、報道されていないです。それは幸いなんですけれども、消防団員が若くなってきて、若い職員が結構増えてきて、安全管理の関係の教育を取り入れていった方がよろしいんじゃないかと感じました。

災害が結構、大規模になっているので、自分の身は自分で守れるような最低限の活動とか、それを消防本部の方に、再任用の方だとか、定年延長の方が、経験豊富な方がたくさんいるので、職員派遣の要請をして、なるべく団員の方に負担がかからないような日程で、本部の方から来ていただくとか、負担がかからない日程で開催したらいかがかなというのがございます。お願いいたします。

(危機管理課消防生活安全係長)

ただ今、根本委員から、安全管理の訓練ということでご発言がございました。

消防団本部で幹部・新入団訓練を実施し、消防団分団長、副分団長の幹部については、講習の内容として座学で安全講習の取組みを行っております。

若手の場合は、例年、ホースの展張訓練ですとか、規律訓練を中心に行っているわけがございますけれども、今お話がございましたように、安全管理の講習について、本部と協議しながら取り組んでいきたいと思っております。

(根本委員)

よろしくお願いいたします。

(議長)

委員からの質疑意見等の有無を諮るに、質疑意見等無し。

議件2について、原案どおりの承認とするか諮るに、異議無し。

議件2は、原案どおり承認する。

次第5その他について、事務局から説明を求める。

(危機管理課消防生活安全係長)

次回の消防委員会は2月を予定しておりますが、現在、消防団の現状等が、かなり変わっておりますので、消防委員の皆様にご報告する重要事項がございましたら、また報告させていただきたいと思っております。

(議長)

委員からの質疑意見等の有無を諮るに、質疑意見等無し。

(議長)

今、私の出た分団で、第1支団の1部2部が合併しようという話が出ております。

やはり、街中でも団員の確保が難しくなっておりまして、OBからも合併した方がよいのではと言われているのですが、確かに私の出た分団、鴨川の駅の裏なのですが、すぐそこに消防署があり、あまりにも近すぎる。

だから、合併して前原と一つにしたらどうかという話もありますけれども、そのような

話は他では出てますでしょうか。

(根本委員)

何年も前から合併という話がありましたね。最近はそういう話は出てこないのですか。

(議長)

この前、本部の役員から連絡があって、「委員長、こんなこと（前原と横渚の合併）を考えているのだけど、どうですかね」と言われたのですが、やはり、合併だと議会にかけなくてはいけないのではと話はしたんです。

あと、地元の町内会長など、そういう人みんなに話を持っていかなければいけないと思うんですよ。

(根本委員)

以前にもありましたよね、私たちがやっているとき。団員が統廃合の話を持って行っても、OBや地元の反対や色々あって。

でも統廃合はやらなければならない問題で、また取り上げていかないと、条例とかそういったことは事務局に教えてもらって、そうしなくてはできない状態になってくるのではないですか。

(議長)

この前、県の消防大会に行って来たんです。その時に、富津が統廃合をしたので、富津の消防団長に会って、今度は鴨川の消防団長を連れて、どのようにして合併したか聞いてみたらと、紹介したんですけど、事務局どうですか。

(危機管理課消防生活安全係長)

東島委員長から消防団の統廃合ということでお話がありましたが、先日本部会議を開催いたしまして、消防団の組織の見直しについて本格的に実施していきましょうということで、本部の方で確認をしております。

お配りしております資料の5ページになりますけれども、そちらの方に分団等の平均年齢等を記載しておりますけれども、各分団の平均年齢が高くなってきております。

人口減少というところもございますので、その点を含めて、組織の見直しについて進めていきたいと思っております。

また、組織見直しにあたっては、また委員の皆様にお力を借りながら、進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

(議長)

他に、委員から質疑意見等の有無を諮るに、質疑意見等無しのため、本日の議件はすべて終了とし、議長の職を解く旨、宣する。

(進行：危機管理課消防生活安全係長)

以上で、令和6年度第1回消防委員会を閉会とします。

10 閉 会（午前10時50分）

(以上)

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により会議録の内容について確認します。

令和6年10月31日

佐藤 則泰